

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第35号

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成8年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(返還債務の免除)		(返還債務の免除)	
第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。		第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。	
貸付金の種類	免除の条件	貸付金の種類	免除の条件
(略)		(略)	
静岡県介護福祉士修学資金	(i) 介護福祉士を養成する学校又は施設を卒業した日から起算して1年（規則で定める者にあつては、規則で定める期間）以内に介護福祉士として規則で定める介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間（ <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> （平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域においてその業務に従事した場合又は中高年離職者（当該学校又は施設に入学した時に45歳以上であつて離職して2年以内の者をいう。）がその業務に従事した場合にあつては、3年間）その業務	静岡県介護福祉士修学資金	(i) 介護福祉士を養成する学校又は施設を卒業した日から起算して1年（規則で定める者にあつては、規則で定める期間）以内に介護福祉士として規則で定める介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間（ <u>旧過疎地域自立促進特別措置法</u> （平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域においてその業務に従事した場合又は中高年離職者（当該学校又は施設に入学した時に45歳以上であつて離職して2年以内の者をいう。）がその業務に従事した場合にあつては、3年間）その業

	に従事したとき。 (2)・(3) (略)		務に従事したとき。 (2)・(3) (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。